

令和3年5月6日

保護者様

企業組合ワーカーズコープ山口 児童デイサービスすだっち
管理者 堤 典子

当事業所従事者による不適切な事実についてのお詫び

この度は、当事業所における不適切事実（令和元年11月頃、職員による不適切な支援）により、保護者様には、多大なる精神的苦痛、並びに不快な思い、ご迷惑をおかけしたことに付きまして、心より深くお詫び申し上げます。

今回の不適切事実の発生要因や背景を検証した結果、利用児童に対して個々の障害特性の理解や知識が希薄であったこと、またそのことに対する適切な支援と、管理体制が不十分であったことなどが原因だと考えました。管理者層並び全職員は、この事実を真摯に受け止め、事業所内の体制を改善するとともに、再発防止に努めて参ります。

今後は、「改善計画」を確実に実行し、不適切事案の未然防止・早期発見に努め、権利擁護に関する理解や虐待防止に係る教育を、全職員で共有し周知徹底して参ります。そして全職員で、障害特性の理解を深め、支援技術の向上を図っていきたいと考えています。

この度の、不適切事案において、多大なる精神的苦痛、並びに不快な思い、ご迷惑を、おかけしたことに付きまして、重ねて心より謝罪いたします。

今後とも、ご指導ご鞭撻のほど伏してお願い申し上げます。